

佐世保工業高等専門学校受託研究実施規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の申請手続き及び実施等に関し必要な事項については、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成16年4月1日制定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「受託研究」とは、本校において外部からの委託を受けて、本校の教職員（以下「研究担当者」という。）が業務として行う研究、調査、製作及び試験等をいう。

(受託研究の申込み)

第3条 受託研究の申込みをしようとする者（以下「申請者」という。）は、受託研究申込書（別記様式第1号）を校長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第4条 校長は前条の規定に基づく申請があったときは、本校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、第9条に規定する受託研究委員会に諮ったのち受入れを決定し、受託研究受入決定通知書（別記様式第2号）により契約担当役及び申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、速やかに申請者と受託研究契約書（別記様式第3号）により契約を締結するものとする。

(受入れの条件)

第6条 受託研究の受入れには、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 受託研究は、当該研究等を委託した者（以下「委託者」という。）が一方的に中止することはできない。
 - 二 受託研究の結果生じた知的財産権について、これを無償で使用させ、又は譲渡することはできない。
 - 三 研究経費により取得した設備等は、返還しない。
 - 四 天災その他やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本校はその責を負わず、又原則として研究経費は委託者に返還しない。
- 2 前項に定めるもののほか、校長が必要と認める場合は、別に条件を付することができる。
 - 3 校長は、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合には、契約担当役と協議の上、第1項第3号の条件を付さないことができる。

(受託料)

第7条 受託料は研究担当者へ、研究経費として配分する。

(委託者の協力)

第8条 委託者は、受託研究の遂行上必要がある場合は、研究経費以外に研究材料又は機械・器具等の提供、その他必要な協力をしなければならない。

2 前項の規定による必要な経費は、委託者が負担しなければならない。

3 本校は、委託者が提供した機械・器具等について、受託研究の遂行中に生じた損害については、その責めを負わないものとする。

(受託研究委員会)

第9条 本校に、受託研究に関する必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校受託研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 受託研究の受入れ等に関すること。
- 二 受託研究の実施に関すること。
- 三 その他受託研究に関すること。

(組織)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事
- 三 各学科長及び基幹教育科長
- 四 事務部長
- 五 総務課長
- 六 校長が特に必要と認める者

(委員長)

第12条 委員会の委員長は、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第13条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第14条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第15条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(受託研究の中止又は期間延長)

第16条 研究担当者は、当該研究の中止、又はその期間を延長する必要がある場合は、直ちに所属学科長等を経由して校長に申し出るものとする。

2 校長は、前項の申し出があったときは、これがやむを得ないと認められる場合は、委託者と協議の上、研究の中止又は研究期間の延長を決定し、これを契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは契約を解除又は変更するものとする。

(受託研究の完了報告)

第17条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、研究成果報告書を添えて受託研究完了報告書(別記様式第4号)を所属学科長等を経由して校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、その旨契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の報告を受けたときは、委託者に研究成果報告書を提出するものとする。

(研究成果の公表)

第18条 研究担当者は、受託研究の成果を公表しようとするときは、所属学科長等を経由して校長に申し出るものとする。

2 校長は、前項の申し出があったときは、委託者に同意を得た上で、受託研究を担当する教職員に許可するものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、受託研究に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。